

- 議 長 日程第2「議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について」を議題とします。
- 町 長 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 改めまして、おはようございます。議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について。次のとおり、松田町地域集会施設等の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下に同じ。）として指定する。
- 1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町町屋地域集会施設ほか（別紙のとおり）。所在地、松田町松田惣領7番地20のほか（別紙のとおり）。
- 2、指定管理者の名称等。名称、町屋自治会ほか（別紙のとおり）。代表者、自治会長 佐藤光弘ほか（別紙のとおり）。所在地、松田町松田惣領336番地3ほか（別紙のとおり）。
- 3 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）。
- 令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼総務課長 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について御説明させていただきます。本件につきましては松田町地域集会施設等の維持管理について指定管理者を指定するものでございます。
- 1として、指定管理制度対象施設の名称等は、名称、松田町町屋地域集会施設のほか。所在地、松田町松田惣領7番地20ほか。指定管理者の名称等は、名称が町屋自治会ほか。代表者、自治会長 佐藤光弘ほか。所在地、松田町松田惣領336番地3のほかでございます。
- 項目1につきましては別紙に一覧表を添付してございます。3の指定の期間は令和3年4月の1日から令和8年3月31日までの5年間となります。
- 本指定管理者の指定につきましては、令和3年の3月31日に期間が終了することによる再更新によるものでございます。

1枚おめくりください。施設名と指定管理者の候補者の一覧表になります。
松田町町屋地域集会施設から松田町土佐原地域集会施設までの21施設になります。

1枚おめくりください。参考資料1でございます。指定管理者の申込書でございます。町屋自治会代表者 佐藤光弘様から町長宛の申込書で、施設の名称が松田町町屋地域集会施設になります。所在地が松田惣領7番地20になります。裏面を御覧ください。指定管理施設の運営事業計画書でございます。以降同様にですね、20施設について添付をしております。

恐れ入りますが、最終ページからですね、4枚お戻りいただきたいと思えます。地域集会施設等の収支計画の一覧表でございます。令和3年の4月から5年間になります。各施設につきまして上段は5年間、下段は1年間の収支を記載しております。支出の内訳につきましては、施設管理に必要な光熱水費、消防点検、消耗品費等、また寄地区におきましては、浄化槽維持管理に関する経費を指定管理委託料としております。経費の総額は合計が下段ですね。5年間の欄の1,944万8,000円となっております。指定管理委託料につきましては1,785万5,000円となります。1枚おめくりください。参考資料2でございます。参事兼総務課長から指定管理者選定委員会委員長への指定管理候補者の選定依頼の趣旨でございます。

申し訳ございません、もう1枚おめくりください。参考資料3でございます。指定管理者選定委員会委員長から町長宛ての選定結果の報告の写しでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。